

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況に関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

銚子地方気象台

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により内水氾濫や河川の外水氾濫が発生し、重大な災害のおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨により内水氾濫や河川の外水氾濫が発生し、重大な災害のおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨、河川氾濫により災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合

水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

※発表基準の詳細は別表 1 から別表 4 を参照

（大雨警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予報を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

(別表 1) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

[illegible][illegible]

*² 銚子地方気象台の観測値は23m/sを目安とする。

別紙1から別紙4は気象庁HP参照

<https://www.ima.go.jp/ima/kishou/know/ki jun new/chiba.html>

(別表 2) 津波注意報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上 1 メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

(別表 3) 津波警報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え 3 メートル以下の場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

(別表 4) 大津波警報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2) 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点の状況を速やかにお知らせするために、津波情報（津波観測に関する情報）で、「欠測」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

2) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

⑤ 津波予報

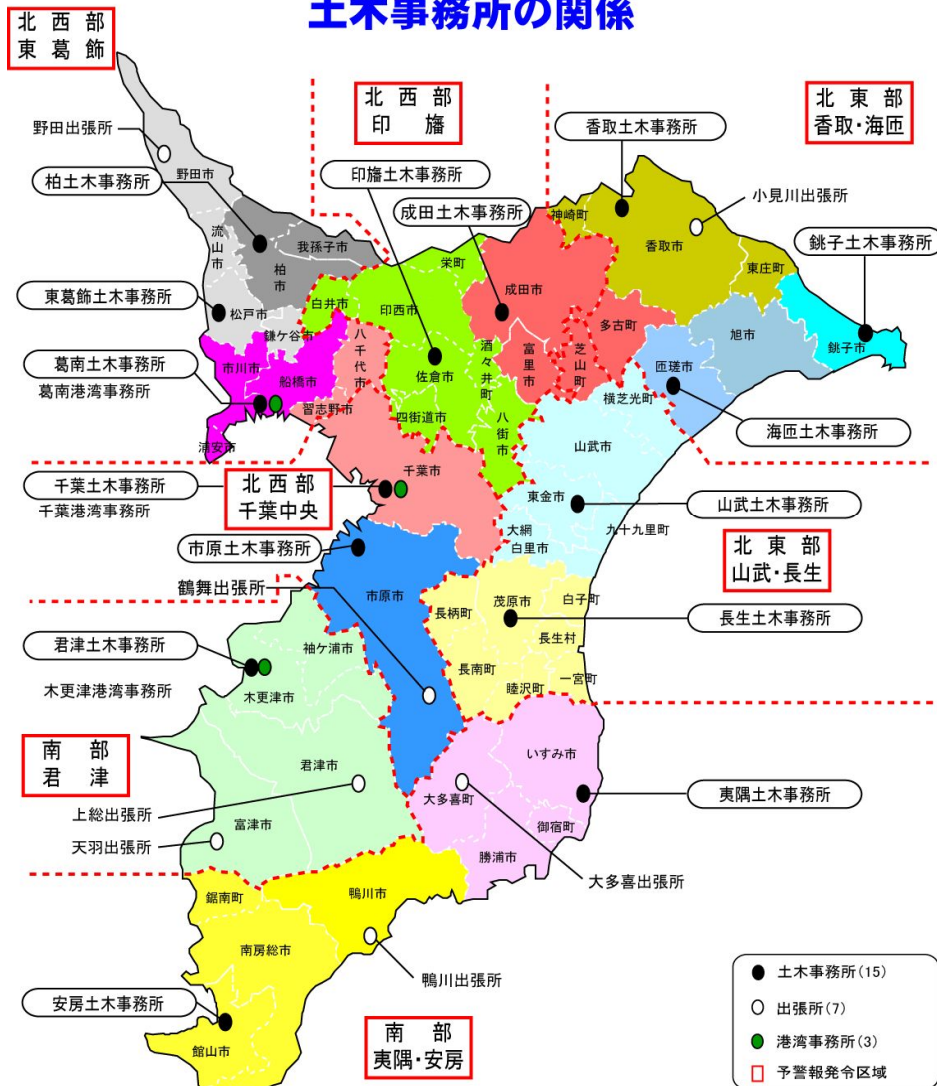
- ・地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 千葉県内の予警報区域（銚子地方気象台）

気象台予警報発表区域と 土木事務所の関係



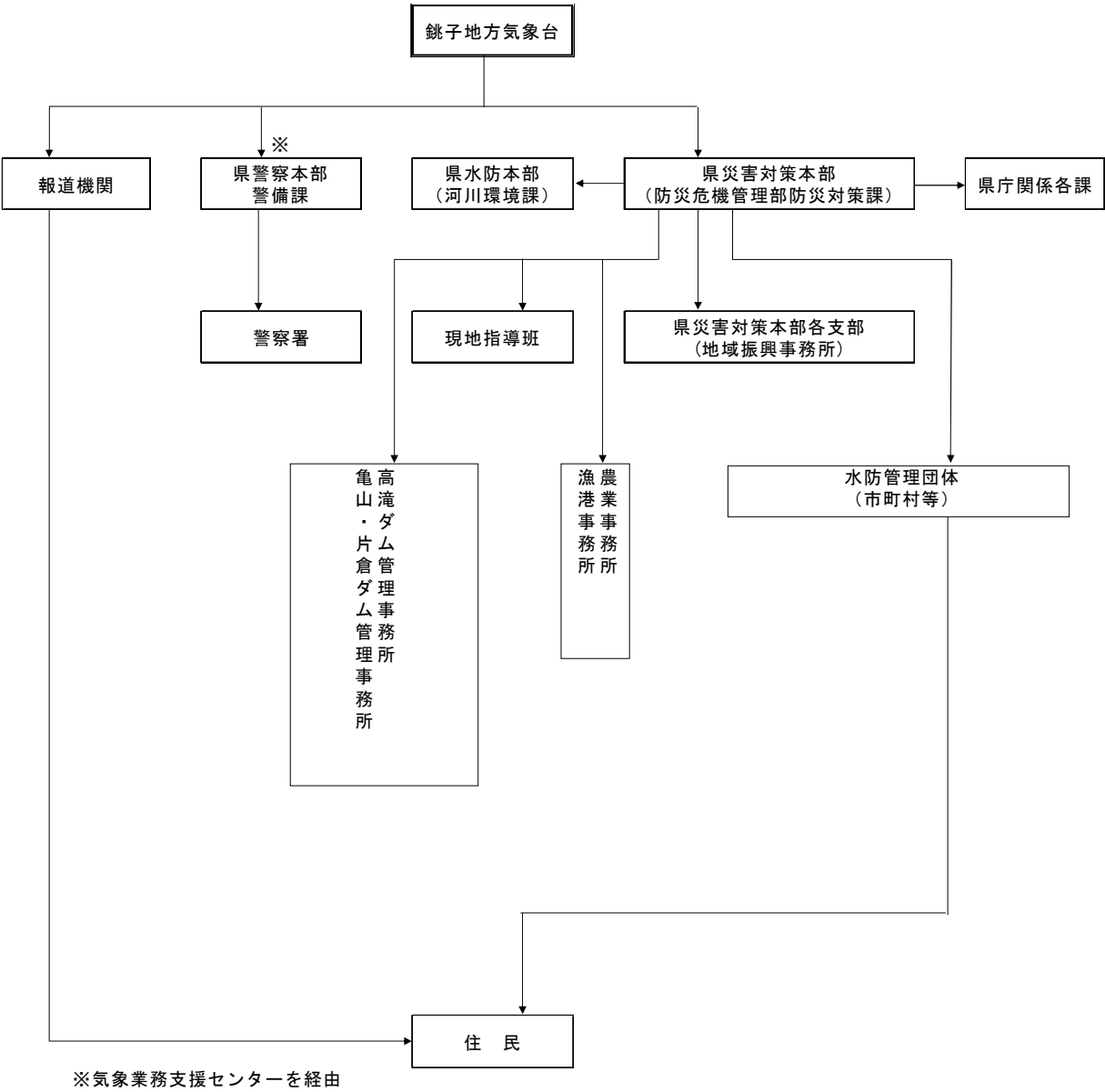
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)
北西部	東葛飾	市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
	千葉中央	千葉市、市原市
北東部	香取・海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
	山武・長生	東金市、茂原市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南部	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	夷隅・安房	館山市、鴨川市、勝浦市、南房総市、いすみ市、鋸南町、大多喜町、御宿町

津波予報区域：千葉県九十九里・外房（野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。）

千葉県内房（野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。）

東京湾内湾（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）

5 気象情報伝達系統図（津波情報も含む）



第2節 千葉県知事が行う水防警報等

1 千葉県知事が行う水防警報（法第16条）

河川・海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)
※1 (一) 旧江戸川	堀 江	浦安市堀江	AP± 0	2.60	2.90
(一) 坂 川	古 ケ 崎	松戸市古ケ崎	TP－ 0.822	2.30	2.80
	馬 橋	〃 西馬橋	TP－ 0.804	2.60	2.70
(一) 新 坂 川	根 本	〃 根本	TP－ 0.829	2.10	2.80
	新 松 戸	〃 新松戸	TP－ 0.863	2.70	3.80
(一) 真 間 川	鬼 越	市川市鬼越	YP± 0.00	2.00	2.70
(二) 海 老 川	船橋本町	船橋市市場	TP－ 1.177	2.10	2.20
(一) 高 崎 川	鑄 木 橋	佐倉市表町	YP－ 0.064	3.50	4.00
(一) 根 木 名 川	新 妻	成田市押畑208-8	TP－ 0.871	3.60	4.00
(一) 黒 部 川	新 開 橋	香取市小見川	YP－ 0.17	1.50	1.80
(二) 都 川	矢 作	千葉市中央区矢作	AP± 0	2.80	4.10
(二) 養 老 川	牛 久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50
(二) 小 櫃 川	雨 城 橋	君津市久留里大和田 字前畑65－10	TP+23.145	3.75	5.00
	富 川 橋	袖ヶ浦市阿部字前畑 100-6	TP+ 6.655	3.95	4.95
(二) 小 糸 川	中 島	君津市中島 413－1	TP+10.151	2.40	3.90
(二) 一 宮 川	早 野	茂原市早野	TP± 0.00	4.10	5.25
(二) 夷 隅 川	大 多 喜	大多喜町久保 198－6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60
	桑 田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50
(一) 手賀沼	手 賀 沼	柏市曙橋字若鮎 3	YP－ 0.0608	2.40	2.60
※1 浦安海岸 市川海岸	湊	市川市	AP± 0	2.60	2.90
※1 市川海岸	葛 南 港	船橋市	AP± 0	2.10	2.70
※1 千葉港海岸	千 葉 港	千葉市	AP± 0	2.50	2.80
※1 八幡浦海岸 五井姉崎海岸 長浦海岸	千 葉 港	市原市	AP± 0	2.50	2.80
※1 長浦海岸 奈良輪海岸 木更津海岸	木更津港	木更津市中央	AP± 0	2.50	2.70
※1 千葉港海岸 (船橋地区)	葛 南 港	船橋市	AP± 0	2.10	2.70
※1 千葉港海岸 (習志野地区)			AP± 0	2.10	2.50
※1 千葉港海岸 (千葉地区)	千 葉 港	千葉市	AP± 0	2.10	2.50
※1 千葉港海岸 (市原地区)	千 葉 港	市原市	AP± 0	2.10	2.50
※1 木更津港海岸 (木更津、君津地区)	木更津港	木更津市中央	AP± 0	2.00	2.50

AP（東京湾中等潮位-1.1344m）

YP（東京湾中等潮位-0.8402m）

※1 高潮のみ

※2 管轄区域については、千葉県重要水防箇所位置図を参照のこと。

水防警報区域		発表者	伝達者	受報者（水防管理者のみ）
※2（左岸） 自 市川市新宿町篠崎水門 至 東京湾		葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長 浦安市長
（左右岸） 自 松戸市小金（坂川分水機場） 至 江戸川合流点		東葛飾土木事務所長	東葛飾土木事務所長	松戸市長
（左右岸） 自 坂川からの分派点（松戸市横須賀） 至 坂川への合流点（松戸市根本）		東葛飾土木事務所長	東葛飾土木事務所長	松戸市長
（左右岸） 自 市川市根本樋管（江戸川合流点） 至 東京湾		葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長 船橋市長
（左右岸） 自 船橋市夏見（八栄橋） 至 東京湾・船橋港		葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	船橋市長
（左右岸） 自 佐倉市高岡（JR橋梁下流） 至 鹿島川合流点		印旛土木事務所長	印旛土木事務所長	佐倉市長
（左右岸） 自 成田市寺台地先 至 利根川合流点		成田土木事務所長	成田土木事務所長	千葉県長沼水害予防組合 管理者
（左右岸） 自 香取市羽根川（昭和橋下流） 至 利根川合流点		香取土木事務所長	香取土木事務所長	香取市長 東庄町長
（左右岸） 自 千葉市中央区矢作町立合橋 至 東京湾		千葉土木事務所長	千葉土木事務所長	千葉市長
（左右岸） 自 市原市養老（高滝ダム） 至 東京湾（養老大橋）		市原土木事務所長	市原土木事務所長 （鶴舞出張所）	市原市長
（左右岸） 自 君津市久留里市場 至 木更津市下内橋		君津土木事務所長	君津土木事務所長	木更津市長 君津市長
（左右岸） 自 袖ヶ浦市下根岸 至 東京湾		君津土木事務所長	君津土木事務所長	木更津市長 袖ヶ浦市長
（左右岸） 自 君津市中島 至 東京湾		君津土木事務所長	君津土木事務所長	君津市長 富津市長
（左右岸） 自 茂原市上茂原（三途川合流点） 至 太平洋		長生土木事務所長	長生土木事務所長	茂原市長、長生村長 睦沢町長、一宮町長
（左右岸） 自 大多喜町西部田地先 至 いすみ市万木地先		夷隅土木事務所長	夷隅土木事務所長	いすみ市長 大多喜町長
（左右岸） 自 いすみ市岬町桑田地先 至 太平洋		夷隅土木事務所長	夷隅土木事務所長	いすみ市長
（左右岸） 自 大堀川合流点 至 手賀川合流点		柏土木事務所	柏土木事務所	柏市長 我孫子市長
自 浦安市（旧江戸川） 至 江戸川右岸		葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	浦安市長 市川市長
自 江戸川左岸 至 船橋市		葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長
自 習志野市 至 千葉市	※2 河川局所管	千葉土木事務所長	千葉土木事務所長	習志野市長
自 市原市 至 市原市	※2 河川局所管	市原土木事務所長	市原土木事務所長	市原市長
自 袖ヶ浦市 至 君津市	※2 河川局所管	君津土木事務所長	君津土木事務所長	木更津市長 袖ヶ浦市長
自 江戸川左岸 至 習志野市	※2 港湾局所管 （葛南中央・東部地区）	葛南港湾事務所長	葛南港湾事務所長	船橋市長
	※2 港湾局所管 （千葉北部地区）			習志野市長
自 千葉市 至 千葉市	※2 港湾局所管 （千葉北部、中部、南部地区）	千葉港湾事務所長	千葉港湾事務所長	千葉市長
自 市原市 至 袖ヶ浦市	※2 港湾局所管（八幡地区） 港湾局所管（五井地区）	千葉港湾事務所長	千葉港湾事務所長	市原市長
自 木更津市 至 君津市	※2 港湾局所管 （吾妻、木更津、君津地区）	木更津港湾事務所長	木更津港湾事務所長	木更津市長 君津市長

2 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

河川名	観測所名	所 在 地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位(m)
(一)坂 川	古 ケ 崎	松戸市古ヶ崎	TP－ 0.822	2.30	2.80	3.60
	馬 橋	〃 西馬橋	TP－ 0.804	2.60	2.70	3.45
(一)新 坂 川	根 本	〃 根本	TP－ 0.829	2.10	2.80	3.50
	新 松 戸	〃 新松戸	TP－ 0.863	2.70	3.80	4.60
(一)真 間 川	鬼 越	市川市鬼越	YP ± 0.00	2.00	2.70	3.23
(二)海 老 川	船 橋 本 町	船橋市市場	TP－ 1.177	2.10	2.20	2.60
(一)高 崎 川	鐘 木 橋	佐倉市表町	YP－ 0.064	3.50	4.00	4.80
(一)根 木 名 川	新 妻	成田市押畑208-8	TP－ 0.871	3.60	4.00	6.10
(一)黒 部 川	新 開 橋	香取市小見川	YP－ 0.17	1.50	1.80	2.10
(二)都 川	矢 作	千葉市中央区矢作	AP ± 0	2.80	4.10	5.22
(二)養 老 川	牛 久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50	6.20
(二)小 櫃 川	雨 城 橋	君津市久留里大和田字前畑65-10	TP+23.145	3.75	5.00	6.90
	富 川 橋	袖ヶ浦市阿部字前畑100-6	TP+ 6.655	3.95	4.95	6.10
(二)小 糸 川	中 島	君津市中島 413-1	TP+10.151	2.40	3.90	4.90
(二)一 宮 川	早 野	茂原市早野	TP± 0.00	4.10	5.25	7.66
(二)夷 隅 川	大 多 喜	大多喜町久保 198-6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60	11.40
	桑 田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50	4.00
(二)矢郡川	木 更 津	木更津市請西2-8	TP+ 2.715	1.70	2.70	3.00
(二)加茂川	貝 渚	鴨川市貝渚542-2	TP+ 1.760	1.90	3.10	4.00
(二)平久里川	三 芳	南房総市下堀75	TP+ 10.842	1.90	3.10	4.30
(一)小野川	牧 野	香取市牧野字椎木 2026	TP-0.913	1.90	2.20	2.20
(二)椎津川	椎 津	市原市姉崎162-2	TP+0.139	2.00	2.40	2.80
(二)栗山川	芝 崎	山武郡横芝光町横芝 1028-1	TP-0.038	2.00	2.50	3.10
(二)作田川	成 東	山武市成東字下町	TP-0.027	5.06	5.26	5.30
	日 向	山武市椎崎字遠ヶ峠 293-4	TP+9.947	1.05	1.60	1.65
(二)真亀川	不 動 堂	山武郡九十九里町 不動堂字新地前188-2	TP-0.573	1.80	2.70	2.90
(二)南白亀川	九 十 根	大網白里市 九十根260-1	TP+0.387	2.45	2.85	2.95
(二)村田川	草 刈	市原市草刈字堰の下 961 先官有地	TP+2.309	1.50	3.10	4.20
	押 沼 橋	市原市押沼354	TP+11.016	0.90	2.50	3.20
(二)木戸川	中 台	山武市松尾町高富 2346-2	TP+1.167	2.55	3.45	3.75
(二)湊 川	丹 後 橋	富津市花輪1-3	TP-0.026	2.60	4.30	5.30
(一)手賀沼	手 賀 沼	柏市曙橋字若鮎3	YP- 0.0608	2.40	2.60	2.80
26河川	32観測所					

AP(東京湾中等潮位-1.1344m)
YP(東京湾中等潮位-0.8402m)

※伝達者は水防本部指令班

区 間				受 報 者			
基点	～	終点	上流端 (kp)	～	下流端 (kp)	延長 (km)	
松戸市小金	～	江戸川合流点	10.7	～	0.0	10.7	葛南土木事務所 東葛飾土木事務所
							東葛飾土木事務所
松戸市横須賀	～	松戸市根本	6.0	～	0.0	6.0	東葛飾土木事務所
							東葛飾土木事務所
江戸川合流点	～	東京湾	8.5	～	0.0	8.5	葛南土木事務所 東葛飾土木事務所
船橋市夏見	～	東京湾	2.6	～	0.0	2.6	千葉土木事務所 葛南土木事務所
佐倉市高岡	～	鹿島川合流点	2.6	～	0.0	2.6	印旛土木事務所
成田市寺台	～	利根川合流点	6.0	～	0.0	6.0	印旛土木事務所 成田土木事務所
香取市羽根川	～	利根川合流点	12.6	～	0.0	12.6	香取土木事務所 銚子土木事務所 海匠土木事務所
千葉市中央区 矢作町	～	東京湾	3.5	～	0.0	3.5	千葉土木事務所
市原市養老 (高滝ダム)	～	東京湾 (養老大橋)	30.0	～	0.0	30.0	市原土木事務所
君津市 久留里市場	～	木更津市 下内橋	30.0	～	19.0	11.0	君津土木事務所
袖ヶ浦市 下根岸	～	東京湾	19.0	～	0.0	19.0	君津土木事務所
君津市中島	～	東京湾	13.5	～	0.0	13.5	君津土木事務所
茂原市上茂原	～	太平洋	16.2	～	0.0	16.2	長生土木事務所
大多喜町 西部田	～	いすみ市万木	45.3	～	15.6	29.7	夷隅土木事務所
いすみ市 岬町桑田	～	太平洋	7.9	～	0.0	7.9	夷隅土木事務所
木更津市諸西 (原田橋)	～	東京湾	4.5	～	0.0	4.5	君津土木事務所
鴨川市太尾 (金山川合流点)	～	太平洋	3.0	～	0.0	3.0	安房土木事務所
南房総市 (三芳橋)	～	東京湾	5.6	～	0.0	5.6	安房土木事務所
牧野制水門	～	小野川水門	2.8	～	0.0	2.8	香取土木事務所
市原市不入斗	～	東京湾	4.1	～	0.0	4.1	市原土木事務所
多古町多古 (飯土井橋)	～	横芝光町横芝 (JR橋)	17.1	～	7.0	10.1	海匠土木事務所 成田土木事務所 山武土木事務所 香取土木事務所
山武市成東 (成東大橋)	～	九十九里町作田 (九十九里橋)	8.8	～	0.0	8.8	山武土木事務所
山武市雨坪 (源川合流点)	～	山武市成東 (成東大橋)	15.4	～	8.8	6.6	山武土木事務所
東金市松之郷 (十文字川合流点)	～	九十九里町真亀 (真亀川橋)	14.7	～	0.0	14.7	山武土木事務所
大網白里市大網	～	太平洋	17.5	～	0.0	17.5	千葉土木事務所 山武土木事務所 長生土木事務所
市原市潤井戸	～	東京湾	7.6	～	0.0	7.6	千葉土木事務所 市原土木事務所
千葉市緑区 板倉町	～	市原市潤井戸	17.5	～	7.6	9.9	千葉土木事務所 市原土木事務所
山武郡芝山町 牧野	～	太平洋	20.9	～	0.0	20.9	山武土木事務所 成田土木事務所
富津市望井 (天湊橋)	～	富津市湊 (JR橋)	4.8	～	0.0	4.8	君津土木事務所
大堀川合流点	～	手賀川合流点					柏土木事務所 印旛土木事務所
合計 300.7 km							延べ46機関 (15機関)
							延べ81市町村 (45市町村)

千葉県災害対策本部
(防災対策課)
千葉県警察本部(→所轄)
陸上自衛隊第1空挺団
銚子地方気象台
(→気象庁本庁)

千葉県
報道広報課
↓
報道各社

3 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こいう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※水防警報を行う指定河川の区域、基準水位観測所及び通報責任者、受報者は別冊「資料編」に記載されているとおりである。

4 高潮時の海岸に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機 ・ 準 備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪状況等により激しい越波が起こるおそれがあるとき。
警 戒	激しい越波が発生する危険が迫っている、又は発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況等により激しい越波の発生が迫ってきたとき。
解 除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

5 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

6 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

水防警報種類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 津波警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。（第1章第4節「津波における留意事項」及び第5節「安全配慮」参照。）

※以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c 水防活動内容の精査・重点化
- d 水防団員の避難手段や避難経路の確認

第3節 国土交通大臣が行う洪水予報・水防警報等

1 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本県に関係ある河川は次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

河川名	実 施 区 域	基準地点
利根川 (中流部)	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで 右岸 江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作283番2地先まで	芽吹橋・取手・押付
利根川 (下流部)	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田1842番9号地先 ～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地650番6地先 ～海まで	横利根
江戸川	幹川分流点から海まで（旧江戸川を除く）	西関宿・野田
常陸利根川 (北利根川) (外浪逆浦) (常陸川)	左岸 茨城県潮来市永山字葭場百七十番一地先 ～利根川合流点（常陸川水閘門）まで 右岸 茨城県潮来市永山字向津六十五番三地先 ～利根川合流点（常陸川水閘門）まで	出島・白浜
霞ヶ浦 (西浦)	霞ヶ浦（西浦）	出島
北浦	北浦	白浜
鰯川	左岸 茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎二千三百四十番一地先 ～常陸利根川への合流点まで 右岸 茨城県潮来市洲崎三百三十二番地先 ～常陸利根川への合流点まで	白浜

※ 常陸利根川・霞ヶ浦(西浦)・北浦・鰯川については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び鉾子地方気象台が共同で行う。

[illegible]

情 報 名	発 表 基 準
レベル 2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル 3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル 4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。※レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル 2 氾濫注意報 （警報解除）	レベル 4 氾濫危険警報又はレベル 3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
レベル 2 氾濫注意報解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

(3) 伝達系統（基本系及び責任者）

伝達担当官署	河 川 名	発 表 者 (通知責任者)	受 信 者 (受報責任者)	伝 達 方 法
国土交通省 関東地方整備局	利 根 川 中 流 部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県 水防本部指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 N T T 線 Eメール
〃	利 根 川 下 流 部	〃	〃	〃
〃	江 戸 川	〃	〃	〃
霞ヶ浦 河川事務所	霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦 河川事務所	〃	〃

2 国土交通大臣が行う水防警報（水位周知河川）

法第10条に基づき行う指定河川の区域、基準水位観測所、水防警報区域及び通報責任者は別冊「資料編」第1章第2節（国土交通大臣が行う水防警報）のとおりである。

法第13条による国土交通大臣の行う水位情報の通知及び周知する河川は下表のとおりである。

水位周知河川

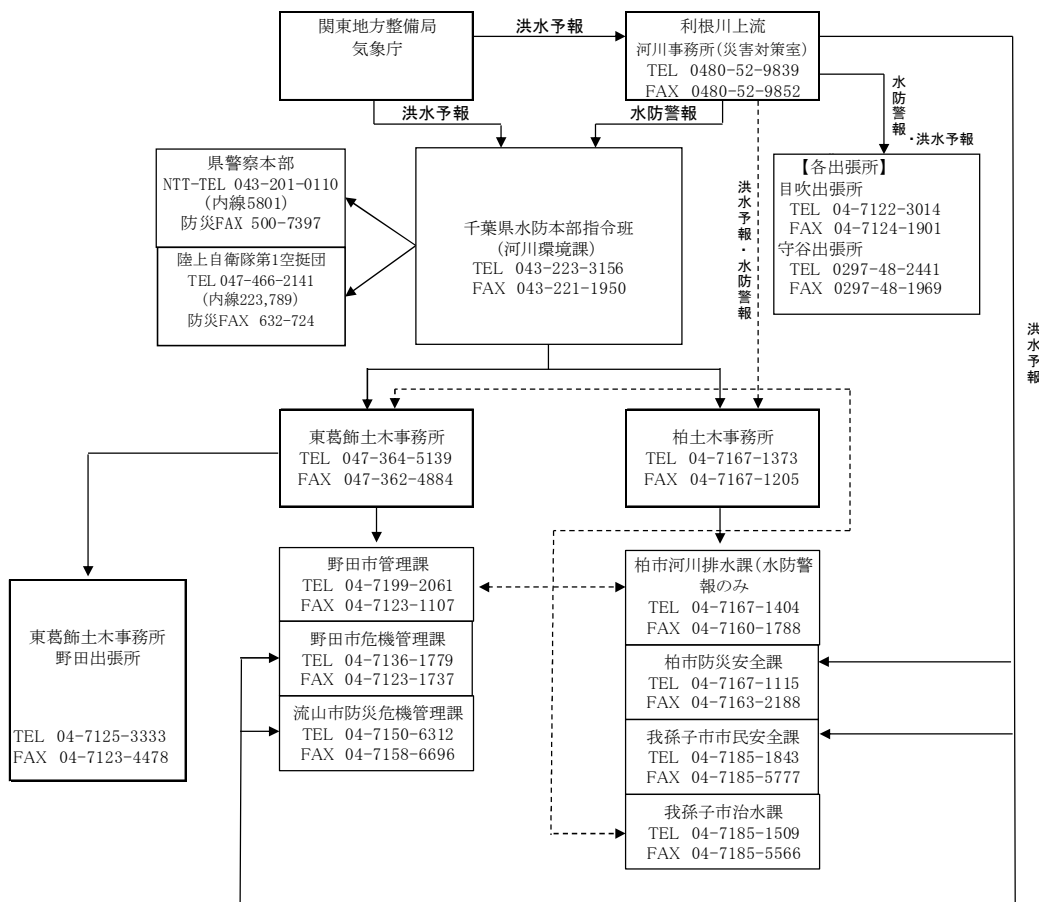
河川名	基準地点	所 在 地	零点高	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	水位情報周知区間 (上段:左岸、下段:右岸)			発表者	伝達者	受報者
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	基点	～	終点			
利根運河	野 田	千葉県野田市 中野台	YP+3.500	4.60	6.30	8.50	9.10	幹川分派点	～	江戸川合流点	江戸川河川 事務所長	江戸川洪水 対策支部	千葉県 水防本部
坂川放水路	大谷口 新田	千葉県松戸市 新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	坂川分派点	～	江戸川合流点	江戸川河川 事務所長	江戸川洪水 対策支部	千葉県 水防本部
坂川	大谷口 新田	千葉県松戸市 新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	流山市野々下 流山市野々下	～ ～	松戸市新松戸 松戸市小金	江戸川河川 事務所長	江戸川洪水 対策支部	千葉県 水防本部
北千葉導水路 (開水路区間)	大谷口 新田	千葉県松戸市 新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	流山市野々下	～	坂川合流点	江戸川河川 事務所長	江戸川洪水 対策支部	千葉県 水防本部
横利根川	新横利根	茨城県稲敷市 八筋川	YP-0.117	1.30	1.40	-	1.50	常陸利根川分派 点	～	幹川合流点	霞ヶ浦河川 事務所長	霞ヶ浦河川 事務所長	千葉県 水防本部
手賀川	曙橋	千葉県柏市 曙橋	YP+0.000	2.40	2.60	3.50	3.75	手賀沼からの流 出点	～	利根川合流点	利根川下流 河川事務所長	利根川下流 洪水対策支部	千葉県 水防本部

YP(東京湾中等潮位-0.8402m)

3 洪水予報・水防警報伝達系統概要図

(利根川：利根川上流河川事務所管理区間)

(利根川上流河川事務所)



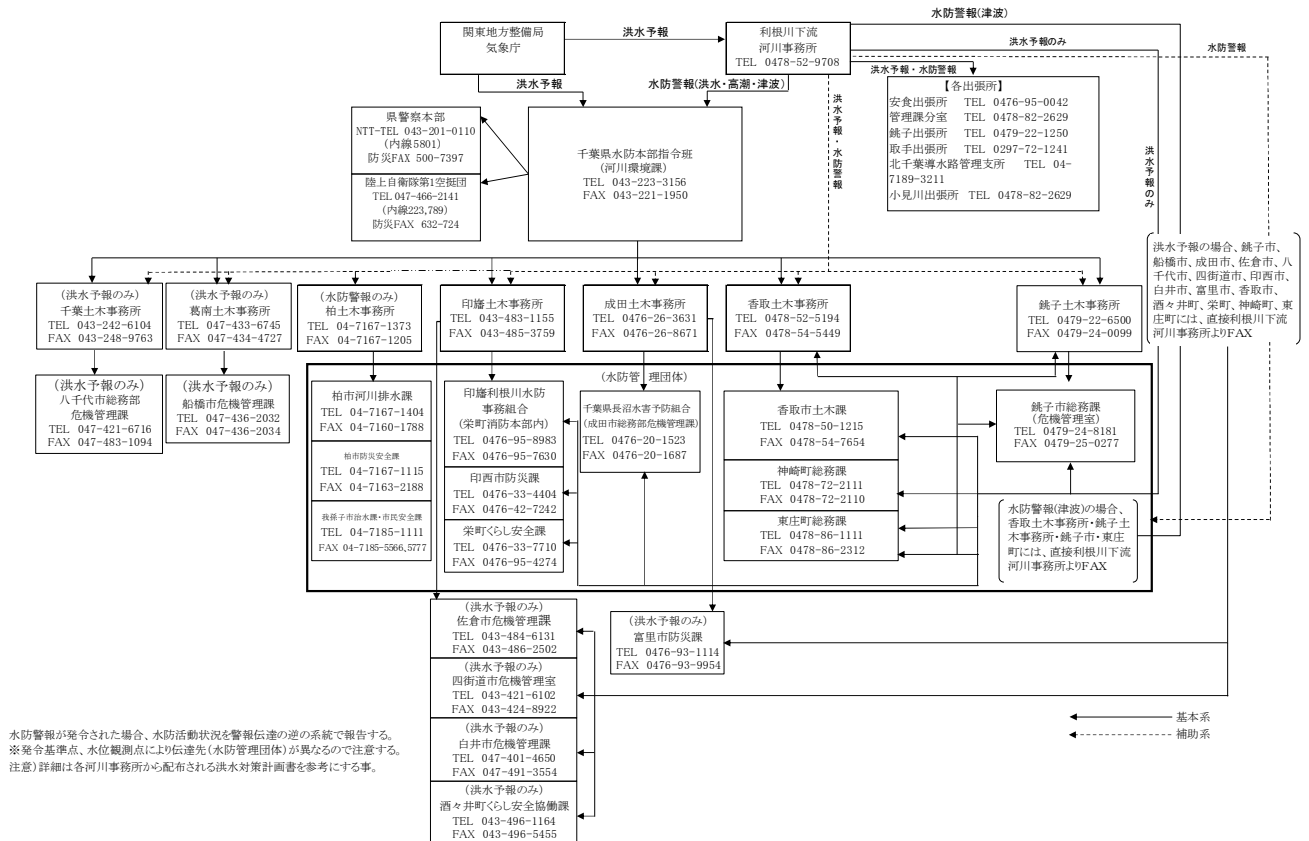
水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。
※発令基準地点、水位観測点により伝達先(水防管理団体)が異なるので注意する。

注意) 詳細は各河川事務所から配布される洪水対策計画書を参考にする事。

← 基本系
← 補助系

利根川上流河川事務所		
洪水予報・水防警報	洪水予報	水防警報
基準地点・水位	芽吹橋 取手・押付 (利根川中流部)	芽吹橋
伝達先		
東葛飾土木事務所	○	○
柏土木事務所	○	○
野田市危機管理課	○	
野田市管理課	○	○
柏市河川排水課		○
柏市防災安全課	○	
我孫子市市民安全課	○	
我孫子市治水課		○
流山市防災危機管理課	○	

(利根川：利根川下流河川事務所管理区間)



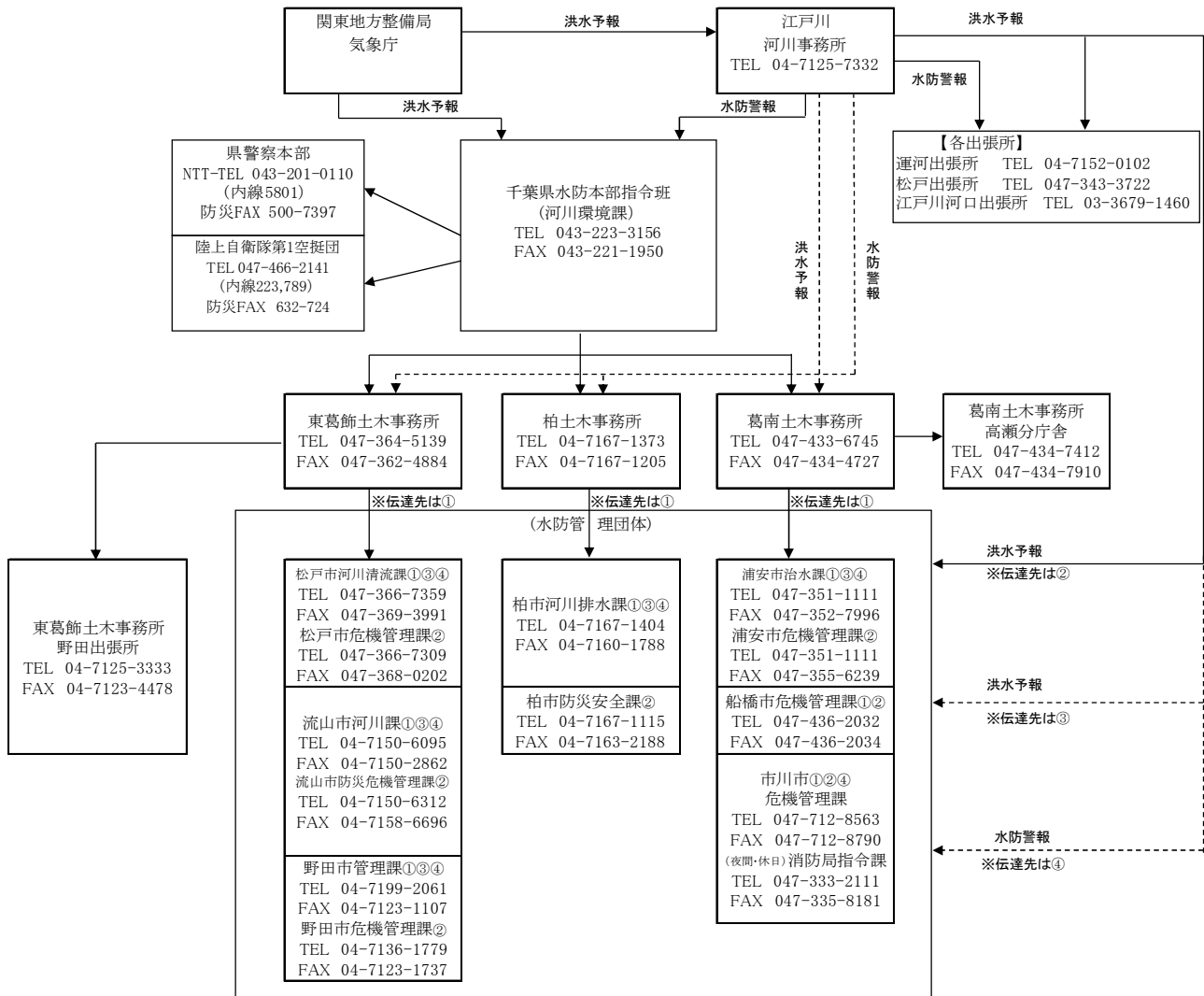
利根川下流河川事務所										
洪水予報・水防警報		洪水予報		水防警報 (洪水・高潮)					水防警報 (津波)	
伝達先	基準地点・水位	取手・押付 (利根川 中流部)	横利根 (利根川 下流部)	取手	押付	須賀 (利根川)	須賀 (長門川)	横利根 (利根川)	新曙橋 (手賀川)	全基準 観測所等 (※1)
柏土木事務所				○	○				○	○
印旛土木事務所		○	○		○	○	○		○	○
千葉土木事務所		○	○							
葛南土木事務所			○							
成田土木事務所		○	○			○				○
香取土木事務所		○	○					○		○(※2)
銚子土木事務所			○					○		○(※2)
柏市防災安全課					○				○	○
我孫子市治水課・市民安全課				○	○				○	○
印旛利根川水防事務組合(栄町)		○(※3)	○(※3)		○	○	○			○
印西市防災課		○(※3)	○(※3)		○				○	○
佐倉市危機管理課		○(※3)	○(※3)							
八千代市危機管理課		○(※3)	○(※3)							
四街道市危機管理室			○(※3)							
酒々井町くらし安全協働課		○(※3)	○(※3)							
白井市危機管理課		○(※3)	○(※3)							
香取市土木課		○(※3)	○(※3)					○		○
長沼水害予防組合(成田市)		○(※3)	○(※3)			○				○
船橋市危機管理課			○(※3)							
富里市防災課			○(※3)							
神崎町総務課			○(※3)					○		○
東庄町総務課			○(※3)					○		○(※2)
銚子市総務課危機管理室			○(※3)					○		○(※2)

(※1) 全基準観測所等は、取手、押付、須賀、横利根、銚子水位観測所、銚子検潮観測所(千葉県)とする。

(※2) 香取土木事務所、銚子土木事務所、銚子市、東庄町には、直接利根川下流河川事務所からも伝達される。

(※3) 印西市・栄町・佐倉市・八千代市・四街道市・酒々井町・白井市・香取市・成田市・船橋市・富里市・神崎町・東庄町・銚子市には、直接利根川下流河川事務所からも伝達される。

(江戸川：江戸川河川事務所管理区間)

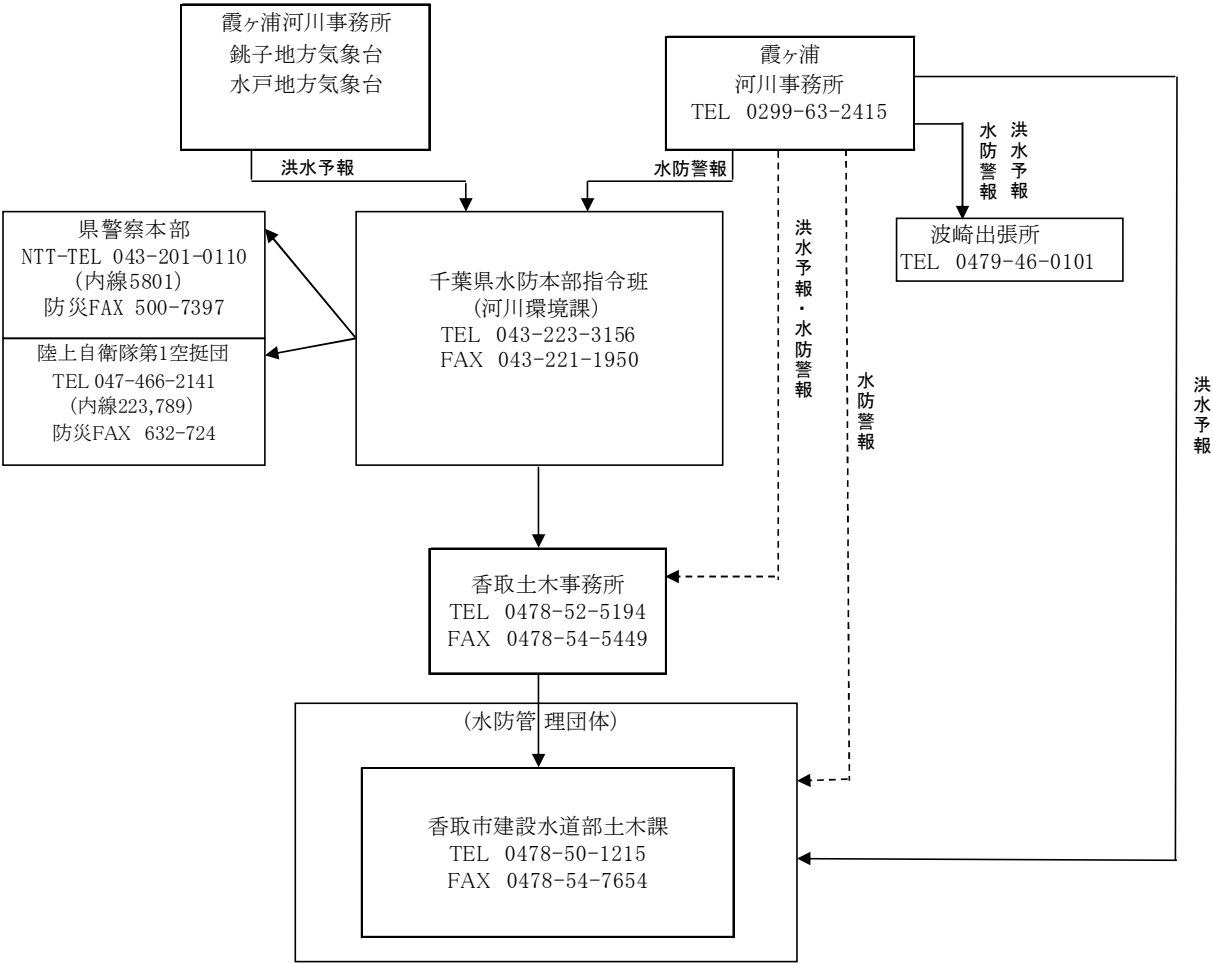


水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。
※発令基準点、水位観測点により伝達先(水防管理団体)が異なるので注意する。
注意) 詳細は各河川事務所から配布される洪水対策計画書を参考にする事。

基本系
補助系

江戸川河川事務所					
洪水予報・水防警報	洪水予報	水防警報			
基準地点・水位	西関宿・野田	西関宿	野田 (江戸川・利根運河)	松戸 (江戸川・旧江戸川)	大谷口新田
伝達先					
東葛飾土木事務所	○	○	○	○	○
(野田出張所)	○	○	○	○	○
柏土木事務所	○		○		
葛南土木事務所	○			○	
(高瀬分庁舎)	○			○	
松戸市 危機管理課	○				
東葛中部地区連合水防団(松戸市 河川清流課)	○		○	○	○
野田市 危機管理課	○				
野田市 管理課	○	○	○		
流山市 河川課	○		○	○	○
流山市 防災危機管理課	○				
柏市 防災安全課	○				
柏市 河川排水課	○		○		
市川市 危機管理課 地域防災課 (夜間・休日 消防局指令課)	○			○	
船橋市 危機管理課	○				
浦安市 危機管理課	○				
浦安市 治水課	○			○	

(霞ヶ浦：霞ヶ浦河川事務所管理区間)



霞ヶ浦河川事務所					
洪水予報・水防警報		洪水予報		水防警報	
基準地点・水位		出島 (霞ヶ浦)	白浜 (北浦)	出島	白浜 新横利根
伝達先					
香取土木事務所		○	○	○	○
香取市建設水道部土木課		○	○	○	○